

審査基準整理票

処分名	葛川少年自然の家の使用料の減免		
根拠法令名	大津市立少年自然の家条例（昭和62年条例第5号）		（条項）第5条 第3項
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）		（条項）第4条第2 項
所管部署	大津市教育委員会 葛川少年自然の家 総務・管理グループ		
標準処理期間	3 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】	・文書の名称【大津市立葛川少年自然の家施設使用料減免基準】 ・掲載図書等【】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
[施設使用料の減免基準]	大津市立葛川少年自然の家施設使用料の減免は、大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則第4条第2項及び同条第3項に規定する場合に該当することを基準とする。		

参 考

【根拠法令】

大津市立少年自然の家条例

- 第5条 少年自然の家の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき、市民にあつては500円、市民以外の者にあつては1,000円の使用料を納付しなければならない。
- 2 使用者は、少年自然の家の寝具その他規則で定める備品を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- 3 市長は、特に事由があると認めるときは、前2項の使用料を減免することができる。

【基準法令】

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則

第4条

- 2 前項の規定にかかわらず、大津市立少年自然の家条例（昭和62年条例第5号）第5条第1項及び第2項の使用料（第9条第2項第1号に掲げる備品の使用料を除く。）は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。
- (1) 本市及び大津市教育委員会が青少年教育を振興するために主催する事業に使用する場合 全額
- (2) 大津市教育委員会が義務教育課程の一環として実施する集団宿泊体験事業に使用する場合 全額
- (3) 前号の規定するほか、市内に所在する小学校、中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）が教育課程の一環として一学年を単位として使用する場合 全額
- (4) 滋賀県及び滋賀県教育委員会が青少年教育を振興するために主催する事業に使用する場合 半額
- 3 前2項に定めるほか、教育施設の使用料を特に減免する必要があると認める場合及びその額は、その都度市長が定める。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。